

パートナーズ

Partner's public relations magazine

12 2016.1
価格0円
【税込】

会報誌

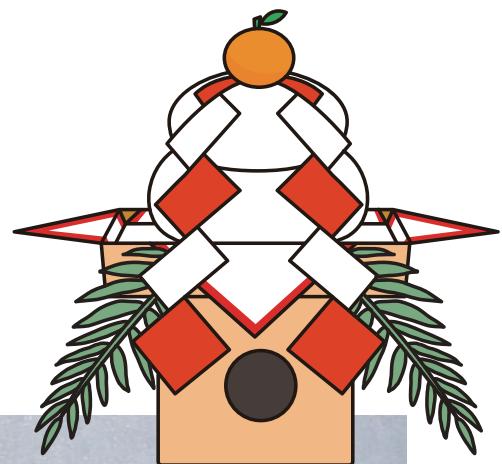
平成27年10月5日に番号法施行により
法人番号が設定されました

各事務所 所長 新年のご挨拶

税務情報 一括償却資産・少額減価償却資産・固定資産の違い
ちょっと気になる税務用語 貸倒損失とは？

従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

パートナーズ情報



本年も、よろしくお願い申し上げます



各事務所 所長 新年のご挨拶



謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

昨年の相続税税制改正に伴い、相続税の基礎控除額が大きく引き下がれ、相続・贈与に関するご相談を例年以上に頂きました。そのなかでお客様の相続・贈与に対する意識が確実に変わってきていると感じました。しかも最近は、インターネット等による情報収集が容易になったため相談者も知識を持たれ、以前よりもより細かいご相談が増えてきております。

相続・贈与はとても専門性が強く、お客様に最適な手法・手段も実に様々であり、判断が難しい場合も多くあります。相続・贈与を専門とする税理士事務所として、ご相談を頂くお客様に、最適な情報をご提供しなければならないとより強く感じました。今まで蓄積した知識や経験、ノウハウを駆使してより最適なものを選び最善の方向へ導くそれが我々の仕事であり、使命でもあります。

本年も、税理士法人パートナーズでは、岡山・広島・鳥取・愛媛の4拠点にて中四国の皆様のご相談にお応えし、昨年以上にお客様に親身に寄り添い、本当の意味での「パートナー」になれるよう、邁進して参ります。

新年にあたり皆様方のご多幸を心より祈念し、今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。（岡山事務所 税理士 川本 洋）



あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

おかげさまで、山陰事務所は今年で設置4周年を迎えます。お客様に喜んで頂くという基本に立ちかえって、地道に、ひとつずつ、目の前の課題に取り組んでまいりたいと存じます。

本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお願ひ申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。（山陰事務所 税理士 川原 康寛）



あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

さて、日本経済は少しずつ回復傾向にあるといわれている昨今ですが地方経済は相変わらず厳しい情勢が続いております。昨年にお客様といろいろなお話しをさせて頂いたなかでも、景気回復を実感されている方も少なかったと感じます。そのような中、話題によく上がっていたことが「慢性的な人手不足」です。「従業員を雇い入れるため求人を出しても応募までに至らない」という声をよく聞きました。税理士の観点から「企業の健全化」を図り、一つひとつ課題をクリアしながら、共に厳しい状況を乗り越え、お客様がご満足頂ける対策や提案をしていく所存です。本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお願ひ申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。（松山事務所 税理士 柳井 崇延）



明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

広島事務所は開設して丸2年が経過しました。開設時より申し上げておりますが、お客様が気軽に相談できる雰囲気と迅速な対応を心がけながら、末永くお付き合いしていただけるような事務所を目指していきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

消費税率は、当初は平成27年10月に引き上げられる予定でしたが、1年半延期されて、平成29年4月から10%に引上げられることで確定しました。消費税率引上げに伴い軽減税率が導入されることもほぼ決定的となり、中小企業の方々をはじめとして、今後実務的な負担が増すことが想定されます。短期間での2度の消費税増税に伴い、再度の消費の落ち込みも懸念されるところではございますが、我々パートナーズとしましても、中小企業の経営者の方々に対し、情報提供等により、最大限サポートさせていただければと考えております。

それでは、寒い日が続きますが、皆様お風邪など引かぬよう、どうかご自愛くださいませ。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。（広島事務所 公認会計士 税理士 中谷 有希）

平成27年10月5日に番号法施行により 法人番号が設定されました

法人番号とは、日本において法人・団体の識別番号として、国税庁から指定・通知される番号です。また、商業登記簿の番号(法人等番号)は12桁です。その番号に1ヶタのチェックディジット(データの入力ミスを防ぐための数字)を加えた13桁の番号です。今後は、国税・地方税、社会保険などの手続に使用される予定です。



法人番号の指定 国税庁長官が、13桁の法人番号を指定します

指定対象

- 設立登記法人
- 地方公共団体
- 国の機関
- 人格のない社団

※設立登記法人とは、株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、宗教法人、特定非営利活動法人等、法令の規定により設立の登記を行った法人をいいます。※上記の4つに該当しない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。



指定の単位

いち法人に対し1番号のみ指定されます。法人の支店・事業所等、個人事業者や民法上の組合等には、法人番号は指定されません。



法人番号の公表 インターネットを通じて公表します

公表方法

法人番号は、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)を通じて公表するものであり、**どなたでも自由にご利用いただくことが可能です。**

公表する事項

法人番号の指定を受けた団体の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)を通知したものから順次公表します。法人番号の指定を受けた後に商号や所在地等の変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

法人番号を各法人に付することにより、その法人の行政手続における届出や申請などを一度にまとめて行えます。そのため、法人側の負担が軽減されることが期待されます！



税理士 川原 康寛

一括償却資産・少額減価償却資産・固定資産の違い

固定資産処理で変わる

会計・税務処理

事業用の固定資産（以後「固定資産」といいます）を購入した場合、金額によってどのように会計処理するかを選ぶことができます。貸借対照表、損益計算書、税金計算にどのように影響するかを説明していきます。

覚えておきたい3つの資産

固定資産・一括償却資産・少額減価償却資産の3つの資産について「会計の視点」と「税務の視点」の2つの視点で見ていきます。

「会計の視点」ではあなたの事業の貸借対照表と損益計算書にどう影響するか、「税務の視点」では税金計算上どのように扱われるか、という二つを見ていきます。

固定資産

固定資産として処理する場合、「会計」では貸借対照表の資産の部に記載し、減価償却という形で少しずつ費用となっています。減価償却は、機械や備品などの資産の種類と内容によって、決められた方法で費用にします。例えばパソコンを購入した場合、国税庁の分類で「器具備品」「電子計算機」

「一括償却資産」とは、取得価額が20万円未満の固定資産の取得を行い、3年間にわたって均等に償却をする方法です。

一括償却資産は、取得価額を3年で均等に減価償却していくことになりますが、一括償却資産ならではの特徴が2点あります。

「パソコンコンピュータ」は4年とあります。つまり4年かけて費用にしなさい、ということです。減価償却費は使い始めた月からの月割計算となりますので、事業年度の最後の月に使用開始した場合は、1年分の12分の1だけが費用となります。

例外を除き、「会計」で処理したそのままの金額が「税務」でも使用されます。

一括償却資産

「少額減価償却資産」は「会計」「税務」とともに、購入した年度に全額経費にできるものです。ただし、取得価額が30万円未満のものに限られ、中小事業者（主に資本金1億円以下の中小法人と個人事業主）が対象です。また、少額減価償却資産として処理する資産の合計額は1年で300万円が上限です。

少額減価償却資産

金額による処理の違い

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
固定資産	○	○	○	○
少額な 減価償却資産	○	×	×	×
一括償却資産	○	○	×	×
少額減価償却資産 <small>(中小企業者等のみ)</small>	○	○	○	×

※消費税について、税込経理方式を採用している会社は税込で判定を行い、税抜経理方式を採用している会社は、税抜で判定を行います。

貸倒損失とは？

会社を経営していれば、得意先などの売掛金や貸付金の回収が困難な状況が発生します。貸倒れとは、売掛金や貸付金などの債権が回収できず損失になることを言います。ただし、その債権を回収することが出来なくなつた場合について、税法では法律上、事実上、形式上において証明する必要があり、会社の判断で貸倒れとしても、税法上は認められない可能性があります。税法上、貸倒れとして認められるためには、以下の要件が必要になります。



税理士 村上 亮

金銭債権が切り捨てられた場合【法律上】

次に掲げる事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額

法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額

債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

金銭債権の全額が回収不能になった場合【事実上】

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

一定期間取引停止後弁済がない場合等【形式上】

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権(貸付金などは含みません。)についてその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理することができます。

継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき

※ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます

同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

(法基通9-6-1~3)

これらの要件のもとで、貸し倒れの処理をすれば、損金が計上され利益が減少することで節税効果につながります。しかし、要件を満たさず貸倒処理をすると、寄付金などとみなされ、逆に税負担が増加する可能性があります。貸倒処理をする場合は要件やタイミングを慎重に判断しなければなりません。



従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

未経験者や高年齢者、障害者などの就職が困難な人をハローワーク等の紹介により、新たに雇い入れる場合、国から助成金が支給されます。

トライアル雇用奨励金

職業経験の不足などから就職が困難な人を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対して助成するものであり、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとする目的としたものです。

支給額

対象者 1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円（最長3カ月間）

対象 労働者

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人
- ②紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人
- ③紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
- ④紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
- ⑤妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
- ⑥就職の援助を行うに当たって、特別な配慮をする人

特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な人を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成するものでありこれらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としたものです

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が

支給対象期（6カ月）ごとに支給されます。※下表参照

対象 労働者

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 重度障害者等以外の人 | 重度障害者等の人 |
| ①60歳以上の人 | ①重度身体障害者 |
| ②身体障害者 | ②身体障害者のうち45歳以上の人 |
| ③知的障害者 | ③重度知的障害者 |
| ④母子家庭の母等 | ④知的障害者のうち45歳以上の人 |
| ⑤父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）等 | ⑤精神障害者 |

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円×2期 (25万円×2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240(100)万円	3年(1年6カ月)	40万円×6期 (33万円×3期)

【短時間労働者】

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円×2期 (15万円×2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間

両助成金とも、その他にもここでは書ききれないほど、さまざまな要件があります。

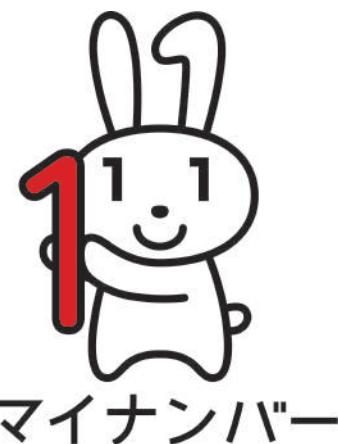
パートナーズ情報

2015.10

マイナンバー管理体制を整えました

平成28年より国民一人ひとりに番号が配布されるいわゆる「マイナンバー制度」に伴い、お預かりしたお客様のマイナンバーを厳重に管理するべく、管理体制を整えました。もともとパートナーズで扱うお客様の情報は機密性が高いのですが、新しく施行される制度でもあるので、社内での会議を繰り返し、従業員の意識をより高めて厳重に管理をさせて頂きましたので、「安心を！」

ちなみに左のキャラクター「マイちゃん」の使用許可もちゃんと国に申請を出してアリ承認までです！



2015.11

ホームページをリニューアルしました

昨年11月に税理士法人パートナーズのホームページをリニューアルしました。税理士事務所としての税務業務はもちろん、パートナーズの強みである「相続・贈与」について、インターネット上で情報発信基地になるよう、再度作り直りました。パートナーズの税理士が講師としてお話しをするセミナーの情報や、実例など情報を充実させていきますのでお気軽にアクセスしてください。



ホームページアドレス
<http://zei-partners.com/>

2015.12

パートナーズ忘年会開催！

昨年の12月18日にパートナーズ忘年会を開催しました。忘年会のお店はなんとピザ屋！岡山では有名なピザのお店「パルフィオーレ」さんの方で盛大に開催しました。しかし、なぜピザ屋？と思われるかもしれません。忘年会といえば「居酒屋」をイメージするもの。それなのになぜピザなのか…。

それにはいくつかの理由があります。まず会社から近い！（単純）そしてお店のワンフロアーとパートナーズの従業員の数がぴったりで、一体感のある空間ができる」と。最後に普段、夜の飲み会に参加し辛いパートの方々にも、せっかくの夜の時間を居酒屋ではなく、少しお洒落なお店で楽しんでもらう」と。これららの理由でピザ屋さんの忘年会となりました。岡山事務所だけではなく、山陰、松山広島のみなさんにも参加してもらい、無礼講な忘年会となりました。



一年の労をねぎらいながら、飲んで騒いで楽しい忘年会になりました。パルフィオーレさん、ありがとうございました。

法人
向け

Partners Membership Partners Membership Partners Membership Partners

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではたといま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料



会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なもの、知つていて得する情報を届けます。



◆会報誌は不定期での発行となります



無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお答えします。

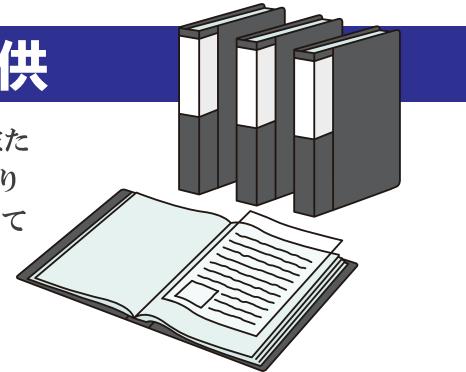


◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなります、知つていなければならないポイントや知つておいて得するポイントが必ずあります。



■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください ■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料皆様の周りで税務のことについて興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！



税理士法人パートナーズ

[岡山事務所] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰事務所] 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山事務所] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

[広島事務所] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886